

平成29年度

ライフサイエンス系ベンチャー等商談会支援事業

【募集要項】

平成29年3月

(提出期間)

平成29年5月9日(火)～5月16日(火)

(提出方法)

提出日の前日迄に提出日時を予約の上、都庁へ持参してください。(持参に限ります。)

(書類提出先及び問い合わせ先)

東京都 産業労働局 商工部 創業支援課 成長産業担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎30階中央

TEL 03-5320-4669(直通)、内線36-564

1 事業の目的

ライフサイエンス産業は、世界的に着実な市場規模の拡大が見込まれています。加えて、都内にはライフサイエンスに関する企業、大学、公的研究所など産学の拠点が集積しており、ライフサイエンス産業は都内産業の成長を牽引する分野として期待されています。

ライフサイエンス産業においては、ベンチャー企業によりさまざまな高付加価値シーズが生み出されるなど活躍の場を広げています。

本事業は、これら企業のさらなる成長を後押しするために展示会の出展および商談会参加への支援を実施するものです。

2 支援内容

ライフサイエンス産業分野で研究開発を行う都内中小企業に対し次の支援を行います。

(1) BioJapan2017 (以下「展示会」という。) 東京都ブースにおける出展

(2) 上記(1)の展示会に係る商談コンサルティング

※(1)又は(2)のいずれかのみ利用はできません。

3 展示会について

名 称 : BioJapan 2017 World Business Forum

会 期 : 平成29年10月11日(水)から13日(金)まで(3日間)

会 場 : パシフィコ横浜

主 催 : BioJapan 組織委員会

来場者数 : 15,133人(平成28年実績)

ホームページ : <http://www.ics-expo.jp/biojapan/main/>

4 応募資格

応募にあたっては、次の（１）から（５）までの条件をすべて満たす必要があります。

- （１）都内においてライフサイエンス産業分野（以下の業種に限る。）で研究開発を行う中小企業者。
ただし、大企業が実質的に経営に参加している場合は除きます。

※募集分野（BioJapan2017 出展対象に準拠）

医薬品 / 創薬	低分子医薬/バイオ医薬/ワクチン ドラッグデリバリーシステム (DDS) 医薬原料
創薬支援/受託サービス	受託合成/製造 受託解析 化合物ライブラリー/スクリーニング 実験動物生産/動物実験受託サービス CMO（医薬品製造受託機関） CRO（医薬品開発業務受託機関） SMO（治験施設支援機関） 創薬研究支援ソフト/ラボ情報システム
医療 / 診断 / 医療・介護機器	遺伝子治療 再生医療（細胞、培養液、培地、試薬など） 免疫療法 遺伝子診断 画像診断 バイオマーカー 医療・介護機器 マイクロケミカル（マイクロ TAS、バイオチップ、バイオセンサなど）
食品/農林水産/畜産	機能性食品/機能性食品素材 食品添加物/食品用酵素 食品検査 品種改良 栽培・養殖・保存 動物用医薬・ワクチン
化成品/化粧品	バイオリファイナー 化成品（原材料、最終製品） 化粧品（原材料、最終製品）
環境 / エネルギー	バイオ燃料/バイオエネルギー バイオ（マス）プラスチック 環境修復/廃棄物処理/リサイクル 環境検査
研究用機器・試薬・消耗品 / 設備	研究用機器 バイオインフォマティクス バイオイメージング 研究用試薬（化学品、核酸、タンパク質、抗体など） 研究用消耗品（チップ、プレート、カラム、メンブレンなど） 研究用動物生産/受託サービス 設備/施設/プラント

※中小企業者とは下表に該当する会社または個人事業者をいう。

業種	資本金の額及び常時使用する従業員数
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、その他	3億円又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※「大企業が実質的に経営に参加」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合をいう。

- ・発行済株式総数又は出資価格の総額の2分の1以上を単独の大企業が所有している中小企業者
- ・発行済株式総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占有している中小企業者
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられること

(2) 展示会に係る商談コンサルティングを都が指定する者から受ける者。

所定の商談コンサルティング(事前及び事後の合計10時間程度)を受けない方は本事業の支援対象となりません。

(3) 次のア・イのいずれかに該当する者であること。

ア 都内に主たる事業所を有し引き続き1年以上事業活動を行っている者

イ 都内で創業し引き続き事業期間が1年に満たない者

※基準日：平成30年3月31日時点

(4) 登記簿謄本(履歴事項全部事項証明書)(法人の場合)又は都内税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもの)(個人事業者の場合)により、都内所在地等が確認できること。

(5) 次のアからケまでの全てを満たすこと。

ア 事業税等を滞納していないこと

イ 東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと

ウ 過去に国、地方公共団体、区市町村、又はそれらが設立した外郭団体等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと

エ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと

オ 個人事業者にあつては事業主が破産手続開始決定を受けて復権を経していないものでないこと

カ 事業の実施に当たり必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること

キ 国、地方公共団体、区市町村、又はそれらが設立した外郭団体等から同一内容による支援を受けていないこと。

ク 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業等、社会通念上適切ではないと判断されるものではないこと

ケ その他、都の支援先として適切ではないと判断するものではないこと

5 費用負担

(1) 都は展示会に係る次の経費を負担します。

ア 出展小間料

イ 出展小間の基本装飾

ウ 都が指定する者による商談コンサルティング

(2) 採択された事業者(以下「出展者」という。)は展示会に係る次の経費を負担します。

ア 出展者の展示品の制作費等

イ 出展者の展示品等の輸送費

ウ 出展者の旅費

エ 都が行う基本装飾以外に出展者が特別に行う装飾・設営・撤去等の経費

オ (1)を除くその他必要な経費

※その他詳細は出展者向け説明会で説明します。

6 平成29年度商談会支援事業のスケジュール（予定）

5月9日（火）～5月16日（火）	応募書類受付
5月下旬～6月中旬	一次審査（書類審査）
6月30日、7月7日	二次審査（書類選考、面接審査）
7月上旬	採択事業者の決定
7月中旬～	商談会コンサルティング
10月11日～13日	展示会出展・商談

7 応募書類の作成及び提出について

（1）様式の入手方法

東京都ホームページよりダウンロードして作成してください。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/sougyou/syoudan/>

（2）提出書類

別紙「応募書類一覧」を参照してください。

（3）提出方法

平成29年5月9日（火）から5月16日（火）までに以下に持参してください。

受付時間：9時00分から12時00分、13時00分から17時00分

※提出日の前日までに提出日時を予約してください。

※提出は持参に限ります。

【応募書類持参先】

東京都 産業労働局 商工部 創業支援課 成長産業担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎30階中央

TEL 03-5320-4669（直通）、内線36-564

（4）応募書類の作成及び提出における注意事項

ア 応募書類は返却しません。

イ 応募に係る経費は、応募者の負担とします。

ウ 応募書類に不備がある場合、再提出・追加提出をしていただきます。

8 審査

(1) 審査方法

申請書類に基づき、一次審査（書類審査）を行う。一次審査を通過した申請者に対して、二次審査（書類審査・面接審査：6/30 又は 7/7）を行い、対象者を決定する。日程等は別途通知する。

(2) 審査の視点

ア 資格審査

応募資格を有しているか

イ 経理審査（資本の状況、資金計画の当否）

事業計画を実施できる程度の資本・資金計画を有しているか

ウ 事業審査

①事業概要・着実な成長を目指す事業計画

ライフサイエンス産業分野において新たなイノベーションを巻き起こし、新たな事業分野をけん引していくという熱意に溢れ、かつ着実な成長を志向し実現可能な事業計画を有しているか

②コアシードを活用したビジネス展開

事業者が有しているシーズのうち中核をなすもの（以下「コアシード」という。）が科学的な実証性を有するか。今後、ライフサイエンス産業分野において高い市場性・成長性が見込まれるものであるか。また、コアシード又はコアシードを活用して行うビジネスが新規性を有し、高い社会性が見込めるか。

③受賞歴、助成金採択履歴、支援機関からの推薦

東京都ベンチャー技術大賞など公的機関の実施する新技術系の表彰歴、東京都又は東京都中小企業振興公社の助成金等の支援実績、東京都が採択する支援事業者による支援実績等の有無

④本展示商談会の機会を活用

本展示商談会により生まれた商機を生かしてどのような事業展開を描き、今後の事業者自身の成長にどのように繋げていくのか。

9 出展に際しての注意事項

(1) 出展者は、申請書に記載した内容の展示等を行うこととします。

(2) 展示会開催中、出展者は出展小間において、出展物の説明、引き合い、商談等に応じるものとします。

(3) 本展示会における東京都ブースの装飾の一切については都が決定するものとします。

(4) 東京都ブース内の出展者の小間位置は、ブース形状、出展商品等、会場の構成などを考慮して都が決定します。また、配置決定小間内の全部又は一部を第三者に転売、売買、交換又は譲渡することができません。

(5) 出展者は、都又は都が指定する者が開催する説明会に参加するとともに、出展に係る資料の提

出等を求められた場合は、期日までに提出しなければなりません。

- (6) 都が展示会運営上の立場から問題があると判断した場合には、展示に係る人、物、行為の制限、禁止又は撤去を指示し、出展者はその指示に従うものとします。
- (7) 採択決定後の出展取り消しは、やむを得ない事情による場合以外は認められません。また、出展取り消しを認められた場合でも、出展小間料等を負担いただくことがあります。
- (8) 都が成果把握のため実施するアンケートには必ず回答していただきます。
- (9) 出展者は本展示会の出展規約を遵守しなければなりません。

10 損害賠償

- (1) 都の出展承認後、出展者の都合により出展を取り消した場合、出展小間料相当額を負担していただくことがあります。
- (2) 都は、PR 用製品及び資材等の盗難、紛失、火災、破損や出展者が見本市会場を使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失又は損害についてその責任を負いません。
- (3) 出展者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備若しくは会場等の建造物又は人身等に対する一切の損害について、責任を負うものとします。
- (4) 都は、天災、その他不可抗力による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者及び関係者の損出及び損害は補償しません。
- (5) 都は、見本市会期中及び会期後の出展者と来場者等における面談・契約内容などに関し、その責任を一切負いません。

11 その他

- (1) 出展申込記載内容のうち、企業名、代表者名、所在地、電話番号、ホームページアドレス、企業概要、PR 商品、技術等に関する内容などについては、都がパンフレット、ホームページ等で公表します。
- (2) 採択決定後に偽りその他不正が発覚した場合、「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者に該当するに至った場合、その他都の支援先として適切ではないと判断された場合には、決定を取り消すことがあります。
- (3) 事業の成果報告を展示会出展の翌年度から起算した3年間提出いただきます。
- (4) 審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません。

12 問い合わせ先

本募集に関する問い合わせは以下へお願いいたします。

東京都 産業労働局 商工部 創業支援課 成長産業担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎30階中央

電話 03-5320-4669 (直通)、内線36-564

FAX 03-5388-1462

別紙 応募書類一覧

1 法人の場合

No	書類の名称	備考	部数
1	ライフサイエンス系ベンチャー等商談会支援事業申請書	ホームページよりダウンロードし記載 代表者印を押印のこと	1
2	会社案内、展示製品・商品カタログ		1
3	その他、会社・製品当のPR資料 ※要点がまとまっているもの	上記2の他に、営業用のプレゼンテーション資料、新聞等メディアへの掲載記事等	1
4	受賞歴、助成金採択履歴、支援機関からの支援実績を証明する資料	表彰状、認定書、採択通知などの写し	1
5	確定申告書の写し（2期分）（※1）	別紙一～十六、決算報告書、法人概況説明書、科目内訳書など全て（1）	1
6	法人事業税及び法人住民税の納税証明書	都税事務所発行	1
7	登記簿謄本	履歴事項全部事項証明書 発行から3か月以内のもの	1

2 個人事業者の場合

～ No 1 から No 4 は共通 ～

No	書類の名称	備考	部数
5	事業の収支内訳書又は青色申告決算書 （2期分）（※1）	貸借対照表含む	1
6	課税 ①個人事業税の納税証明書 ②住民税納税証明書	①都税事務所発行 ②区市町村発行	1
	非課税 ①所得税納税証明書（その3） ②住民税納税証明書	①税務署発行 ②区市町村発行	1
7	開業届の写し	税務署届出	1

（※1）税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの
2期申告を行っていない場合は1期分でも可とする

（その他）・提出書類はすべて直近のもの
・所得税及び住民税に係る証明書は代表者のもの